

令和4年6月2日

文部科学大臣 末松 信介 様

埼玉県知事 大野 元裕

新型コロナウイルス感染症対策等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、依然として、新たな変異株の発生などへの懸念もある中、本県では、引き続き、徹底した感染防止対策を行いながら、学校の教育活動を継続し、生徒たちによりよい教育を提供する環境を整備できるよう取り組んでいるところです。

また、コロナ禍において物価が高騰する中であっても、教育現場において保護者負担の増大を回避するための様々な工夫を行うなど、可能な限り対処しているところです。

国におかれましては、引き続き、実効性のある感染等対策に取り組んでいただくとともに、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学校における教育活動を継続していくための変異株への対応

(1) 現状・課題等

感染が急拡大した第6波以降、特に10代までの若年層の感染が目立っている。

本県においては、感染状況を踏まえて県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを改訂するなど学校における感染防止対策の徹底を図るとともに、児童生徒向け及び家庭向けリーフレットを配布し、日常

生活における基本的な感染防止対策を呼び掛けている。

現在、オミクロン株（BA.1 系統）は、より感染力の強い亜種（BA.2 系統）への置き換わりが進み、国内でも新たな変異株（XE）が確認されるなど感染再拡大へ予断を許さない状況が続いている。

今後も新たな変異株の発生等の懸念もある中、学校における教育活動を継続するためには、変異株への対応も含め、国の知見を活用した感染防止対策が必要となる。

（2）要望事項

今後も新たな変異株による感染拡大が懸念されることから、流行下においても学校における教育活動を継続していくため、国は流行株の特性、若年層への感染状況等の知見を収集し情報提供するとともに対応方針を速やかに示すこと。

2 学校の教育活動におけるマスク着脱の基準の更なる明確化

（1）現状・課題等

学校において、マスクの着用は感染防止に重要な役割を果たしている一方で、教育活動の内容や範囲が制限され、また、児童生徒が相手の表情を読み取り難いなどの課題が生じている。

文部科学省が示している衛生管理マニュアルにおいては、熱中症の発生防止等を踏まえたマスクの着用が必要のない場面として、「十分な身体的距離が確保できる場合」や「気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日」が示されているが、こうした表現では、学校現場では登下校の場面も含めマスク着脱の判断に迷う場合があり、対応に苦慮している。

とりわけ子供自身がマスクの着脱を判断することは困難であり、指導に当たる教職員にとっても難しい判断を迫られている。

児童生徒や保護者及び教職員がマスクの着脱について明確に判断できる基準でなければ、夏期の熱中症の発生防止も困難となる。

今般、文部科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」通知が発出されたところであるが、学校におけるマスクの着脱については、これまで衛生管理マニュアルで示されている範囲となっている。

子供たちのマスクの着用による影響については様々な議論があり、保護者の考え方もそれぞれ異なる状況でもあり、学校におけるマスク着用に関する対応はますます難しい状況となっている。

したがって、感染防止対策を第一としつつも、児童生徒のマスク着用による様々な影響を総合的に検討の上、科学的根拠を具体的に示すなど、マスク着脱の基準をより明確にする必要がある。

(2) 要望事項

感染防止対策と教育活動を両立させ、児童生徒の心身共に健やかな成長を実現するためにも、今後の教育活動におけるマスク着用の在り方について、マスク着用による様々な影響を総合的に検討の上、児童生徒、保護者及び教職員が、適切にマスクの着脱を判断できるよう、科学的根拠を具体的に示すなど、マスク着脱の基準をより明確にすること。

少なくとも登校時については、保護者や児童生徒の個々の判断に任せるのではなく、明確なマスク着脱の基準を示すこと。

3 児童生徒の多様な学びの機会確保のための抗原定性検査キットの配布

(1) 現状・課題等

第6波以降、学校における児童生徒の感染者数は急増し、これに伴い出席停止や学級閉鎖等の臨時休業の措置も大幅に増加した。

濃厚接触者の待機期間については、国の通知によれば、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査の結果、陰性であれば短縮することができる。この場合、希望する児童生徒の全てが等しく抗原定性検査を活用し、待機期間を短縮できる機会を得られることが望ましい。

また、安心安全な学校行事等の実施に際しては、感染不安のある児童生徒の参加や行事の実施の可否の判断、合唱祭などの行事におけるマスク着用の要否の判断に、あるいは、部活動における大会やコンクールなどへの参加の可否の判断等に、抗原定性検査を活用することが考えられる。

学校における感染拡大防止を図りつつ、児童生徒の多様な学びの機会を確保していく上で、抗原定性検査を有効に活用することが重要である。

よって、必要に応じて、希望する児童生徒が保護者の同意に基づき抗原

定性検査を活用することができるよう、十分な数の抗原定性検査簡易キットを学校に配布していただきたい。

(2) 要望事項

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、児童生徒の学習機会を保障するとともに安心安全な教育活動を実施するため、濃厚接触者となった児童生徒の出席停止期間の短縮や学校行事並びに大会への参加判断の際等に抗原定性検査を活用できるよう、学校に十分な数の抗原定性検査キットを配布すること。

4 G I G Aスクール構想の推進に係る財政支援

(1) 現状・課題等

G I G Aスクール構想で整備した学習用端末の維持・管理には相応の負担がある。義務教育段階の学習者用端末の維持費については、3クラスに1クラス分のみの交付税措置となっており、市町村の財政的負担が大きい。

また、更新時の費用についても、今後の方向性が示されておらず、仮に市町村が負担するとなれば財政的負担が極めて大きく、端末の1人1台環境の維持に支障が見込まれる。

さらに、学習者用端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭におけるICT環境を整えることが必要である。臨時休業等の期間における学習保障や、ぜんそくなどの基礎疾患がある児童生徒及び重症化リスクのある高齢者と同居しているなど新型コロナウイルス感染への強い不安からやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障の観点からも、家庭におけるICT環境の整備が不可欠である。

通信機器の整備支援が国によりなされているものの、通信費についての財政支援は生活保護世帯等に限られており、通信費の家庭負担の増大が課題である。

(2) 要望事項

- ① ICT環境を恒久的に維持できるよう、全ての学習者用端末の維持費及び更新費を財政支援の対象とすること。特に更新費については、計画

的に更新の準備ができるよう、財政支援の考え方を早期に示すこと。

- ② 児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政支援を行うこと。

5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱いについて

(1) 現状・課題等

新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の小・中・高等学校においては、臨時休業や分散登校等が実施される中で、児童生徒の学びを保障するため、動画配信や双方向のオンライン学習など様々な取組が行われた。

文部科学省の通知によれば、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、オンラインによる学習に参加した場合は、校長が合理的な理由があるとの判断により「出席停止・忌引等の日数」として記録するとともに、その学習状況を指導要録の「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」として記載することとされている。

一方で、オンラインで学習した児童生徒の保護者からは、感染症の拡大を防ぐ手段としてオンラインによる学習を行っており、登校している児童生徒と同様に授業を受けているにも関わらず、出席停止となることについて、戸惑いや不満の声があがっている。

また、病気療養中の児童生徒に対しては、同時双方向型の遠隔授業の特例として、条件が緩和され、出席が認められている。

国においては、緊急事態宣言下など明確な基準が定められている期間内において、学校が実施するオンライン学習に参加した児童生徒については、病気療養中の児童生徒と同様に、特例として出席の扱いとしていただきたい。

(2) 要望事項

臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、自宅等でオンライン学習に参加した際の出欠の取扱いについては、

病気療養中の児童生徒に対する同時双方向型の遠隔授業と同様に、特例として出席の扱いとすること。

6 家計急変世帯等に対する高等学校等就学支援金制度の改善

(1) 現状・課題等

コロナ禍で経済状況が悪化する中においても、所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。

就学支援金制度の審査時に所得超過により認定されなかった生徒が家計急変等により所得が落ち込んでしまっても、現状、すぐには就学支援金制度の対象となることができず、厳しい経済的負担を強いられている。

創設が予定されている家計急変世帯への支援は、所得要件が現行の就学支援金制度の対象となる世帯年収 910 万円未満よりも厳しい要件（家計急変後 3 か月の収入を 1 年間の収入に換算した場合の世帯年収が 590 万円未満）となっているが、経済的負担に苦しむ、より多くの生徒の教育の機会均等を確保する観点から、現行制度の世帯年収 910 万円未満の要件と同等とすることが必要である。

(2) 要望事項

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対しても教育の機会均等を確保する観点から、家計急変世帯への受給資格要件については、現行の就学支援金制度と同等のものとする。

7 学校等における感染症対策等支援事業等の継続

(1) 現状・課題等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等については、令和 2 年度第 2 次補正予算時に「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」、令和 2 年度第 3 次補正予算時に「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」、令和 3 年度第 1 次補正予算時に「学校等における感染症対策等支援事業」に係る補助金の交付を受けている。

また、幼稚園については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども

園設置促進事業)の「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」の事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要となる保健衛生用品の購入経費等に係る補助金の交付を受けている。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費は、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要不可欠であり、国の財政支援が必要である。

(2) 要望事項

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも見込まれる中、幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送るための環境整備として、引き続き保健衛生用品等の感染症対策等に資する経費を支援すること。

8 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続

(1) 現状・課題等

特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特に知的障害特別支援学校においてはスクールバスの乗車率が高い現状にある(令和3年5月1日現在知的障害特別支援学校平均乗車率 73.7%)。

障害の特性上、窓を開けての換気や全児童生徒のマスク着用が困難なことから、本県においては、バスを増便することで乗車率を低減させ、「3つの密」を回避している。

令和2年度以降、増便するスクールバスに係る費用に多額の予算が必要な状況が続いており、感染リスクの低減を図り、児童生徒が安心して通学できる環境を整えるため、継続した財政支援が必要である。

(2) 要望事項

スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、運行台数の増便等を行うための財政支援を、令和5年度以降も継続的に行うこと。

9 物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保

(1) 現状・課題等

物価高騰に伴い学校給食食材の価格は徐々に上昇している中、本県においては現在、給食現場の職員の様々な工夫で栄養バランスや量を保った給食提供を行っている。

しかしながら、これまでと同様の質・量を保った給食提供に影響が出ている。

このような状況下で、保護者の負担軽減のため、一時的な措置として「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できるとされた。

他方、物価高騰等が長期間に渡る場合には、こうした措置ではなく、国全体の経済対策として対応していく必要がある。

(2) 要望事項

交付金の活用による保護者負担の軽減を一時的に行うとの施策を国が示した経緯を踏まえ、物価高騰が長期間に渡る場合、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が実施できるよう、骨太の方針2022及びそれを踏まえた総合的な方策を早急にとりまとめ、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。